

## 警察署協議会規則

平成13年5月11日  
公安委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項並びに警察署協議会条例(平成13年山口県条例第2号。以下「条例」という。)第4条及び第9条の規定に基づき、警察署協議会(以下「協議会」という。)の議事の手続、その委員の定数その他協議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、聞くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定数)

第3条 条例第4条に規定する員数は、次の表の上欄に掲げる協議会の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める員数とする。

(1) 山口県岩国警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県宇部警察署協議会及び山口県下関警察署協議会	15人
(2) 山口県周南警察署協議会	13人
(3) 山口県防府警察署協議会及び山口県萩警察署協議会	10人
(4) 山口県柳井警察署協議会及び山口県長府警察署協議会	9人
(5) 山口県山口南警察署協議会及び山口県山陽小野田警察署協議会	8人
(6) 山口県光警察署協議会	7人
(7) 山口県下松警察署協議会	6人
(8) 前各号に掲げる協議会以外の協議会	5人

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、  
会長が協議会に諮って定める。